

## 意見書

平成 25 年 5 月 31 日

総務省情報流通行政局

情報流通振興課情報セキュリティ対策室 御中

郵便番号 105-7304  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
(ふりがな) びーびーかぶしがいしや  
氏 名 ソフトバンクBB株式会社  
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
(ふりがな) かぶしがいしや  
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社  
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
(ふりがな) かぶしがいしや  
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社  
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会」報告書(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会」報告書(案)に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

#### 【意見書要旨】

国際的なパーソナルデータの適正な利用・流通の確保に向けて、日本市場において海外事業者と同等の立場で競争できる法制度面での環境整備という観点も踏まえて、パーソナルデータの国際的調和のとれた保護に向けた取り組みを実施して頂きたいと考えます。また、電気通信事業者が取り扱う運用データについては、通信の秘密等他の法令の保護により利活用が進まないケースもあるため、今後、別途検討の場を設置して、データの性質や利用目的、匿名化措置状況等、総合的な観点から適切な在り方等を検討し、利活用を推進して頂きたいと考えます。

意見の詳細は以下の通りです。

#### 【意見】

##### 1. 国際的なパーソナルデータの適正な利用・流通の確保について(34 ページ)

論点整理に対する弊社共意見書においても述べたとおり、昨今、OTT 等の海外企業が、日本企業では法制度上利用困難なデータを積極的に活用し、ボーダレスに新ビジネスを展開している状況に鑑みると、日本市場において、これら海外事業者と同等の立ち位置で競争できる法制度面の環境整備は急務であると考えます。

今回の報告書(案)では、7. 国際的なパーソナルデータの適正な利用・流通の確保 (2)具体的な方向性において「我が国のパーソナルデータ保護のルールの国際的な適用の可能性」が示されていますが、上述の背景から、「日本市場における海外事業者との法制度面のイコールフットイング」という観点も踏まえて検討して頂きたいと考えます。

また、今後、パーソナルデータの利活用のルール策定に当たり、マルチステークホルダープロセスを活用するに際しても、これら OTT 等の海外企業も含めて検討していくことが重要であると考えます。従って、パーソナルデータ利活用の枠組みの実施のためのアクションプランの 2. 本格的な実施のための検討事項に掲げられている「マルチステークホルダープロセスに～(略)～、同プロセスに参加しない企業についてもパーソナルデータの利活用の原則の遵守を確保するための仕組み」については、こうした点も勘案して確実に対応して頂きたいと考えます。

##### 2. プライバシー・コミッショナー制度(35 ページ～37 ページ)

本格的な実施のための検討事項として、「我が国におけるプライバシー・コミッショナー制度」が掲げられていますが、今後の具体的な検討にあたっては、広く関係者からの意見を聴取し、それら意見を踏まえてつつ制度の位置づけや役割、メンバー選出等の運営方針等を決定していくことが望ましいと考えます。

### 3. その他

論点整理に対する弊社共意見書においても述べましたとおり、電気通信事業者においては、その事業の性質上、位置情報や通信履歴等、利活用にあたり有用と考えられる多くの運用データを取り扱っているところ です。

しかしながら、これらの運用データの多くは要保護性の高い「通信の秘密」に該当しているため、電気通信事業者においては、特段の配慮をしつつ極めて慎重な取り扱いを行っており、今回パーソナルデータの観点で利活用のルールの内容の在り方が整理されたとしても、積極的な利活用に踏み込めない状況にあります。

従って、こうした運用データについて、通信の秘密の観点において法令を適切に順守することは当然ながらも、一方で、別途検討の場を設置してその性質や利用目的、匿名化措置等、総合的な観点から利用可能性を検討し、利活用を推進して頂きたいと考えます。

以上